

河南町消費生活だより

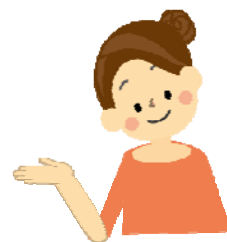
第2号 平成23年9月発行

皆さん、こんにちは。河南町消費生活相談窓口です。

まだまだ、暑い日が続くとおもいますが、体調管理には十分気をつけてくださいね。

第2号では、「クーリング・オフ制度」について考えていきたいと思います。

皆さんは、こんな経験をしたことはありませんか？



突然、事業者が自宅に来て「無料で床下点検をします。」と言うので見てもらうと「このままでは家が傾く。すぐに床下工事が必要。」と言われ不安になり、工事の契約をして代金の一部も支払った。しかし、翌日、契約を解除したいと思ったが、お金も支払っているし何とかすることはできないかなあ…？

クーリング・オフ制度とは…？

訪問販売など対象となる取引内容において、消費者がセールスマンから不意打ち的な勧誘を受け、じっくり考えられないまま契約をしてしまうことがあります。このような消費者を救うため、一定期間内であれば特別な理由がなくても無条件で契約を解除できる制度です。



【対象となる主な取引内容】

・訪問販売	8日間
・電話勧誘販売	
・特定継続的役務提供契約 (エステティックサロン・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス)	
・連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
・業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)	

Q:クーリング・オフ期間に8日間と20日間の違いがあるのはなぜ？

A:連鎖販売取引や業務提供誘引販売取引は、訪問販売などのように単なる不意打ち的な取引というだけではなく、契約内容が複雑で分かりにくいいため、クーリング・オフ期間を長く設定しています。

【注】 次のような契約の場合は、クーリング・オフは適用されません。

消費者自らが店に出向いて買い物した場合や3,000円未満の現金で契約した取引、乗用車のようなよく考えて契約をする取引、広告を見て自分から電話やインターネットで申し込む通信販売、化粧品・健康食品などの消耗品を使用または一部使用した場合など。

クーリング・オフするとどうなるの…？

契約は初めから無かったことになり、商品などの引渡しや代金の支払いが既にされた場合でも、事業者負担で商品を返還し、代金を速やかに返金する義務が事業者にあります。また、消費者が、損害賠償や違約金を支払う必要もありません。

クーリング・オフ通知の記載例

※同時に、クレジット契約を一緒にした場合は、必ずクレジット会社にも通知書を郵送します。

契約解除通知書

- ①契約年月日
- ②商品名または、サービス名
- ③契約金額
- ④販売会社名
- ⑤販売担当名

上記日付の契約は解除します。
〇〇年〇〇月〇〇日

契約者住所
氏名

- ・ 書式は自由ですが、はがきなどの書面で通知します。
- ・ はがき両面のコピーをとり、証拠が残るように簡易書留か特定記録郵便で送りましょう。
- ・ クーリング・オフの効力は、この通知を発信したときに発生するので、消印がクーリング・オフ期間内であれば、有効です。
- ・ 契約書、はがきのコピー、郵便局の受領書などの関係書類を大切に保管しておきましょう。



河南町消費生活相談窓口でもクーリング・オフ通知の書き方を助言していますので、気軽にご相談ください。

■相談窓口よりひとこと■～「未公開株」「私募債」「ファンド」取引のトラブルが発生！！

＜勧誘文句の事例＞

1. 「過去の被害を全額回復してあげる。」と被害回復をうたい未公開株を購入させるケース（被害回復型）
2. 複数の業者が登場し、結局最後には業者と連絡が取れなくなるケース（劇場型）
3. 「金融庁の者ですが…」と公的機関をかたって消費者を勧誘するケース
4. 謝礼や高値買い取りを約束し、結局最後には業者と連絡が取れなくなるケース（代理購入型）



＜注意＞

1. もうけ話を安易に信じないようにしましょう。
2. 未公開株や社債の販売ができるのは、金融庁の登録を受けた証券会社と未公開株や社債の発行会社のみです。
まず、勧誘を行う事業者が登録業者かどうかを確認するようにしましょう。
（※登録業者だからといって、取引の安全性が保証されているわけではありません。）
3. 支払ったお金を取り戻すことは難しいので、安易にお金を支払わないようにしましょう。

問い合わせ先

日 時	毎週月・木曜日（祝日、年末年始は休み） 午前10時～正午、午後1時～午後4時30分
場 所	河南町役場 環境・まちづくり推進課内（役場2階）
電 話	0721-93-2500（代表） 内線251・252